

ご契約いただく保険の補償内容（概要）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	日本国内・国外を問わず、被保険者が偶然な事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に死亡した場合。	ご契約いただいた保険金額の全額をお支払いします。
	後遺障害保険金	偶然な事故によるケガが原因で、事故の日から180日以内に被保険者の身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、ご契約いただいた保険金額の3%～100%をお支払いします。（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。
	入院保険金	被保険者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日から180日以内に医師の治療を受け入院した場合。 ●入院：医師による治療が必要な場合で、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。	入院日数1日につき、ご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日から180日以内の入院日数をお支払いの限度とします。
	手術保険金	入院保険金がお支払われる場合で、事故の日から180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたとき。	入院保険金日額に所定の手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故に基づくケガについて1回の手術に限りします。
	通院保険金	被保険者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故の日から180日以内に日常生活・業務に支障が生じ、通院した場合。 ●通院：医師による治療が必要な場合で、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること。（往診を含む）	通院日数1日につき、ご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日から180日以内の実際に通院した日数のうち、90日をお支払いの限度とします。
就業外傷害倍額コースにご加入の方は、職業に従事していない間（通勤途上は、職業に従事している間とします。）の事故によるケガの場合には、以上の保険金を2倍にしてお支払いします。			

※ 携行品損害 （国内外補償）	国内・国外を問わず、被保険者所有の携行品（カメラ、衣類、乗車券、通貨などの身の回り品で、住宅外において被保険者が携行しているもの）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害をうけた場合。	被害物の時価額を基準に算定した損害額（修繕できる場合は修繕費）から自己負担額（3,000円）を控除した額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 （注）1個、1組または1対について10万円を限度とし、乗車券などまたは通貨などについては合算し5万円を限度とします。	①傷害①～⑤と同じ ②携行品の変質、変色、瑕疵(かし)または自然の消耗、単なる外観の損傷 ③電気的事故、機械的事故 ④置き忘れまたは紛失…など。（注）次の物は対象となりません。有価証券、預貯金証書、稿本（本などの原稿）、自動車、オートバイ、自転車、船舶（ヨット、モーターボート、およびボートを含む）、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など危険な運動中の当該用具、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物 …など。
※ レンタル用品 賠償責任 （国内外補償）	被保険者が、自らが使用する目的で、レンタル業者から国内において賃借したレンタル用品の国内・国外における損壊または盗取につき、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負ったとき。 （注）本人の他、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子も被保険者になります。	1回の事故につき、レンタル用品賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。ただし、保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度となります。 （注1）損害賠償金は、いかなる場合にもレンタル用品の時価額を超えないものとします。 （注2）1回の事故ごとに損害賠償金のうち、自己負担額3,000円または当該賠償金の20%に相当する額のいずれか高い額が自己負担となります。	①傷害①～⑤と同じ ②職務の用に供されている間の損壊・盗取 ③被保険者以外の者に転貸されている間の損壊・盗取 ④通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に使用したことによる損壊・盗取 ⑤レンタル用品の変質、変色、瑕疵(かし)または自然の消耗 ⑥電気的事故、機械的事故 ⑦置き忘れまたは紛失 ⑧契約において加重された賠償責任 ⑨レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見された損壊・一部盗取 …など。
※ キャンセル費用 （国内外補償）	国内・国外における被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の死亡またはケガあるいは病気による入院により、被保険者が予約していた特定のサービスの提供をうけられなくなり、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担した場合。	被保険者または、被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用の額から自己負担額1,000円または当該キャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間中を通じてキャンセル費用保険金額が限度となります。	①傷害①～⑤と同じ ②妊娠、出産、早産または流産による入院 ③予約日・提供日の確認できないサービス、職務遂行（仕事上）に關係するサービス …など。
※ 救護者費用等 （国内外補償）	被保険者が次の理由が生じたことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が費用を負担した場合。①国内・国外を問わず、搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合。②国内・国外を問わず、事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合③ケガのため、事故の日から180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合。	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度となります。①捜索救助費②現地への交通費（救護者2名分までかつ往復分）③現地および現地までの宿泊費（救護者2名分までかつ1名につき14日分限度）④現地からの移送費⑤諸雑費（20万円程度）。ただし、国内の事故の場合は3万円程度。	①傷害①～⑦と同じ ②妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 ③ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除く）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動 ④被保険者の生死が判明した後は、被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救護者にかかる費用 …など。
※ 個人賠償責任 （国内外補償）	国内・国外を問わず、日常生活において偶然な事故により被保険者が、他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負ったとき。 （注）本人の他、本人の配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子も被保険者となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 （注）1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円が自己負担額となります。	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②地震・噴火・津波、戦争、暴動などに起因する賠償責任 ③職務遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任） ④同居の親族に対する賠償責任 ⑤航空機、船舶、自動車（原動機付自転車を含む）などの所有、使用、管理に起因する賠償責任 …など。
※ 借家人賠償責任 （国内補償）	被保険者が借用または使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき借家人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 （注）1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円が自己負担額となります。	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②地震・噴火・津波、戦争、暴動などに起因する賠償責任 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任 ④被保険者が借戸室を貸主に引渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任 ⑤契約において加重された賠償責任 …など。

※同一の費用を補償する他の保険契約がある場合、重複して保険金をお支払いしません。

ご契約上のご注意

ご契約に際しては「重要な事項等のご説明（契約概要、注意喚起情報）」等必ずご覧ください。
ご契約の内容に変更があったときには、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金を削減させていただくことがありますのでご注意ください。

事故の通知

この保険の対象となる事故が発生した場合には、取扱代理店または弊社までただちにご連絡ください。正当な理由がなく30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- 賠償事故が発生した場合、ただちにご連絡のうえ、その後の処置につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようご注意ください。
- 盗難事故の場合、ただちに所轄の警察署へ届け出をしてください。
- キャンセルの事がらが生じた場合、遅滞なくサービスに関する契約を解除するなどのキャンセル費用の発生防止・軽減に努めてください。

なお、ご連絡もしくは通知を受け次第、保険金請求手続について詳細をご案内いたします。

このパンフレットは保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

AIUは、傷害保険の他、自動車・火災等各種の保険を取り扱っています。

お問い合わせ・お申し込みは

■引受保険会社



AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー
A Member of American International Group, Inc.

〒100-8234
東京都千代田区丸の内1-1-3
Tel 03-3216-6611
http://www.aiu.co.jp



AIUのアクティブエイジ

あなたのアクティブライフのアクシデントをカバーします。

普通傷害保険 青年アクティブライフ総合保険特約 等 セット



まず安心を手に入れることが、アクティブなあなたのチカラになります。

active

アクティブは次のようなアクシデントにあった時に保険金をお支払いします。

アクティブなあなたの

国内・国外を問わず、偶発的な事故によるケガも安心

傷害事故

例えば:

- ゴルフプレイ中に飛来したボールが当りケガをした。
- 海外旅行中、車にはねられ入院した。
- パラグライダーが突風のため墜落し、腰の骨を折った。
- オフィスで階段から落ち、足を捻挫した。

※就業外傷害倍額コースを選ぶと仕事が終わった後や、ウィークエンドなど(就業外)のケガは2倍の保険金でお安心。



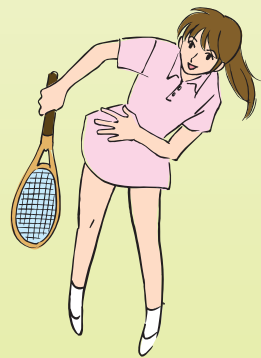
アクティブなあなたの

身の回り品が盗まれたり、事故で壊れてしまっても安心

携行品損害

例えば:

- テニスラケット・ゴルフクラブを破損した。
- 旅先で、ハンドバック・カメラを盗まれた。
- 転倒してオーディオプレーヤーを落としてしまい、壊した。



アクティブなあなたが

借りたレンタル用品が盗まれたり、壊れたりしてしまっても安心

レンタル用品賠償責任

例えば:

- レンタルのタキシードを破いてしまった。
- レンタルショップで借りたスーツケースを盗まれた。
- レンタルのビデオカメラ、キャンプ用品を盗まれた。
- レンタルのダイビング機材を盗まれた。



アクティブなあなたが

突然の入院などで、旅行等の予約をキャンセルしても安心

キャンセル費用

例えば:

- ニューヨーク旅行直前に大ケガで入院した為、旅行をキャンセルした。
- 父の急逝で予約しておいたコンサートに行けなくなってしまった。
- 子供が交通事故で入院し、予約していた海外旅行に行けなくなってしまった。



アクティブなあなたが

旅行先で遭難したり、ケガで入院しても安心

救援者費用

例えば:

- 搭乗中の飛行機が遭難し家族がかけつけた。
- 春スキーで運悪く、雪崩に遭遇。
- 海外旅行先でケガをし、14日以上入院し家族が駆けつけた。
- 外洋でヨットが遭難した。



アクティブなあなたが

誤って他人にケガをさせたり、迷惑をかけても安心

個人賠償責任

例えば:

- サイクリング中に子供とぶつかりケガをさせた。
- スキーで衝突して相手にケガをさせた。
- ゴルフプレイ中、誤って他人にケガをさせてしまった。
- デパートでショッピング中、誤って高価な品物を落としたり壊した。



プラン

(保険期間：1年)

補償項目		ご契約コース			就業外傷害 同額コース			就業外傷害 倍額コース(「勤労者」の方のみが対象となります。)			
		A97	B97	C97	D97		E97		F97		
					就業外	就業中	就業外	就業中	就業外	就業中	
保険金額(契約金額)	傷害	死亡保険金	2,500万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
		後遺障害保険金(障害の程度に応じて)	75万円~2,500万円	60万円~2,000万円	30万円~1,000万円	90万円~3,000万円	45万円~1,500万円	60万円~2,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	15万円~500万円
		入院保険金日額(1事故につき180日限度)	6,000円	5,000円	4,000円	10,000円	5,000円	8,000円	4,000円	6,000円	3,000円
		手術保険金(手術の種類に応じて1事故につき1回)	6万円・12万円・24万円	5万円・10万円・20万円	4万円・8万円・16万円	10万円・20万円・40万円	5万円・10万円・20万円	8万円・16万円・32万円	4万円・8万円・16万円	6万円・12万円・24万円	3万円・6万円・12万円
		通院保険金日額(1事故につき90日限度)	4,000円	3,000円	2,500円	6,000円	3,000円	5,000円	2,500円	4,000円	2,000円
	携行品損害(自己負担額3,000円)	保険期間を通じて50万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて10万円限度	保険期間を通じて50万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて10万円限度	保険期間を通じて10万円限度	保険期間を通じて10万円限度	
	レンタル用品賠償(自己負担額3,000円)注1	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて20万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて30万円限度	保険期間を通じて20万円限度	保険期間を通じて20万円限度	保険期間を通じて20万円限度	
	キャンセル費用(自己負担額1,000円)注2	100万円限度	70万円限度	50万円限度	保険期間を通じて100万円限度	保険期間を通じて70万円限度	保険期間を通じて70万円限度	保険期間を通じて50万円限度	保険期間を通じて50万円限度	保険期間を通じて50万円限度	
	救援者費用等	保険期間を通じて500万円限度	保険期間を通じて300万円限度	保険期間を通じて200万円限度	保険期間を通じて500万円限度	保険期間を通じて300万円限度	保険期間を通じて300万円限度	保険期間を通じて200万円限度	保険期間を通じて200万円限度	保険期間を通じて200万円限度	
	個人賠償責任(自己負担額1,000円)	1億円限度	5,000万円限度	3,000万円限度	1億円限度	5,000万円限度	5,000万円限度	3,000万円限度	3,000万円限度	3,000万円限度	
月払保険料		4,140円	3,200円	1,990円	4,510円		3,280円		2,100円		
一時払保険料		45,170円	34,980円	21,810円	49,170円		35,820円		22,950円		

(注1) 自己負担額は3,000円または当該賠償金額の20%相当額のいずれか高い額となります。

(注2) 自己負担額は1,000円または当該キャンセル費用の20%相当額のいずれか高い額となります。

ご注意

- このプランは事務職、管理職、営業職、卸小売業など危険の少ない職種の方の保険料になっております(A級職)。職種によって保険料が異なりますので、ご注意ください。
- 山岳登山(ピッケル等の登山用具を用いるもの)、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハングライダー、リュージュ等の危険な運動を行っている間の事故は、傷害担保、携行品損害担保、レンタル用品賠償担保、救援者費用担保の各条項においてお支払いの対象とはなりません。
- 被保険者(保険の対象となる方)が勤労者でない場合には就業外傷害倍額コースへのご加入はできません。また、ご契約の後、被保険者が勤労者でなくなった場合には、倍額のお支払いとはなりませんのでご注意ください。
- 上記以外の補償内容をご希望の方はお問い合わせください。

さらにご安心の補償を

借家人賠償責任

日本国内において火災、破裂または爆発などの事故で家主に損害を与えたことによる賠償責任を補償します。

左記のご契約タイプに「借家人賠償責任担保(自己負担額1,000円)」をご希望の場合は、保険金額により下記保険料が加算されます。

保険金額	1,000万円限度	500万円限度
保険料		
月払	330円	160円
一時払	3,580円	1,790円

用語の説明

- 「就業外」とは、被保険者(保険の対象となる方)が職業または職務に従事していない間(通勤途上は、職業または職務に従事している間とします。)をいいます。
- 「勤労者」とは、事業主に雇用されており、次の各号のいずれにも該当する者をいいます。
 - ①住居と就業の場所が同一建物内になく、職業または職務に従事している間と否との区別が明確であること
 - ②その者の1日、1週または1ヶ月の所定労働時間が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも短くないこと
- 「通勤途上」とは、被保険者が、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間をいい、被保険者が、往復の経路を逸脱し、また往復を中断した場合においては、当該逸脱または中断の間およびその後の往復の間は通勤途上とはみなしません。ただし、当該逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為(帰途で惣菜などを購入する場合、クリーニング店に立ち寄る場合、通勤の途上に病院・診療所で治療を受ける場合、選挙の投票に立ち寄る場合、職業能力の開発向上に資する教育訓練を受ける場合など)をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱または中断の間を除き、その後の往復の間は通勤途上とみなします。
- 「危険な運動」とは、山岳登山(ピッケル等の登山用具を用いるもの)、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動をいいます。
- 「レンタル用品」とは、賃貸借の期間が6ヶ月以内の賃貸借の用に供される動産をいいます。ただし、次のものは対象となりません。現金、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、鉄砲、動物、植物、公序良俗に反するものなど。
- 「レンタル業者」とは、業としてレンタル用品を賃貸する者をいいます。
- 「キャンセル費用」とは、特定のサービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料その他の名目において、払い戻しをうけられない費用または支払いを要する費用をいい、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限りません。(ただし、被保険者がサービスの提供をうけられなくなった場合に、被保険者に同行する被保険者の配偶者も特定のサービスの提供をうけられなくなった場合には、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含まれます。)
- 「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限りません。(被保険者の職務遂行(仕事)に関係するもの、サービスを予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でないものは対象となりません。)①国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス②旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス③航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送④宴会、パーティーの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス⑤運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供⑥演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

※被保険者とは保険の対象となる方をいいます。